

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年4月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 2 号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

別表第2都市計画局の項中「建築整備第一係長」を「電気整備第一係長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(会計室)